

(第1号様式)

放置自動車調書

整理番号

通報年月日

発見年月日

調書作成年月日

発見者(通報者)

住所

氏名

放置場所(住所)

自動車の状態

車種・型式

色

登録番号標

車台番号

その他

警察協議結果(犯罪性)

1 有り

2 無し

有価物の有無

1 有り

2 無し

警告書貼付

年 月 日

撤去通告書貼付

年 月 日

所有者調査経過

公告年月日

年 月 日

撤去年月日

年 月 日

備考

(第1号様式裏)

写真添付

(第2号様式)

警 告 書

この車両がここに放置されることにより、当施設の管理に支障をきたしています。この車両の所有者は至急撤去してください。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市場管理課

連絡先〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

ただし平日17時~翌日8時30分、日曜、祭日は守衛室00 (00) 0000に連絡してください。

このような行為は悪質な犯罪行為であり、関係法令に基づき、罰則が科せられる場合も有ります。

* 関係法令

川崎市中央卸売市場業務条例・廃棄物処理法

(第3号様式)

(文書番号)

年 月 日

(関係機関) 様

〇〇市場長

〇〇市場施設に放置されている車両について (照会)

標記の件について、当該管理施設に別添物件が放置され施設管理上支障があるため、川崎市卸売市場施設内放置自動車処理要綱第5条第1項に基づき、当該車両の所有者等について照会を依頼いたします。

担当名

電話

(第4号様式)

(文書番号)

年 月 日

所轄警察署長 様

〇〇市場長

〇〇市場施設に放置されている車両について（照会）

標記の件について、当該管理施設に別添物件が放置されております。

つきましては、川崎市卸売市場施設内放置自動車処理要綱第5条第1項に基づき、当該車両の犯罪性の有無について照会を依頼しますので、回答をお願いいたします。

担当名

電話

(第5号様式)

(文書番号)

年 月 日

住所
氏名

川崎市長

撤 去 指 示 書

川崎市〇〇卸売市場〇〇市場に放置されている、車両番号〇〇〇車台番号〇〇〇車両について調査した結果、〇〇〇の所有（使用）している車両と確認されました。

当該車両は、遅くとも〇〇年〇〇月〇〇日から市場内に放置されている状況が確認されており、本市場施設の適正な利用とは認められないため、川崎市中心卸売市場業務条例第78条第1項に基づき、撤去するよう指示します。つきましては、〇〇年〇〇月〇〇日までに下記担当に連絡するとともに、当該車両を撤去してください。

なお、期日までに撤去されない場合は、関係法令に基づき、本市が当該放置自動車の撤去処分を行った上で、当該措置に要した費用の徴収を行うことがあります。

担当名
電話

撤 去 通 告 書

この車両は、 年 月 日
に撤去をするよう警告書を貼付しま
したが、撤去されていません。

この車両の所有者は、至急撤去の
うえ、下記に連絡してください。

 年 月 日までに撤去を
しない場合は、施設管理権に基づき
処分されます。

連絡先

〇〇市場管理課

〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

守衛室

〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

(第7号様式)

(文書番号)

年 月 日

住所

氏名

川崎市長

措 置 命 令 書

川崎市卸売市場施設内放置自動車処理要綱第12条の規定により、下記の放置自動車について、期限までに撤去（支障の除去等の措置）するよう命じます。

この措置命令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の4（第19条の5）に基づくものであり、同法第19条の7第1項第1号（第19条の8第1項第1号）に相当すると認められるときは、同項の規定により、放置自動車の撤去（支障の除去等の措置）の全部または一部を施設管理者が自ら講ずることがあり、当該措置に要した費用の徴収を行うことがあります。

- 1 放置場所 神奈川県川崎市 区
- 2 放置自動車の形態等（メーカー、車種、塗色、登録・車台番号等）
- 3 撤去期限 年 月 日
- 4 命令を行う理由
- 5 弁明の機会の付与 別紙通知書参照
- 6 施設管理者が措置を講ずる時期 年 月 日から 年 月 日まで
- 7 施設管理者が措置を講ずる際の執行責任者
- 8 施設管理者が措置に要する費用の概算見積額 約 円

不服申立ての教示

この処分について不服があるときは、処分（命令）のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。この処分（命令）の取消しを求める訴えは、処分（命令）のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として提起することができます。

担当名

電話